

関西大学戦略的研究推進センター内規

制定 平成 24 年 8 月 2 日

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、関西大学先端科学技術推進機構（以下「機構」という。）規程第 5 条の規定に基づき、関西大学戦略的研究推進センター（以下「本センター」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第 2 条 本センターは、中長期的な研究計画に基づいた先端的かつ学際的な研究及び国内外の研究機関又は企業との共同研究を推進するための仕組みを構築し、戦略的に研究基盤を形成することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本センターは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 戦略的な研究基盤形成に向けた研究支援体制の構築
- (2) 公的機関等による研究プロジェクトの実施
- (3) 共同研究プロジェクトの学術研究及び調査並びにその成果の発表
- (4) 外部資金獲得施策の推進
- (5) 研究グループの統括・管理
- (6) 若手研究者の育成
- (7) その他本センターの活動に関する事業

(構 成)

第 4 条 本センターに次の構成員を置く。

- (1) センター長 1 名
- (2) 副センター長 1 名
- (3) センター研究員

(センター長)

第 5 条 センター長はセンター内の事業を統括し、代表する。

2 センター長は、副機構長をもって充てる。

(副センター長)

第 6 条 副センター長は、センター長を補佐する。

2 副センター長は、センター長が機構の研究グループ及び機構長が指定する研究プロジェクト（以下「研究グループ等」という。）の研究代表者のうちから推薦し、運営会議の議を経て、センター長が任命する。

3 副センター長の任期は、センター長の任期内とし、再任を妨げない。

4 副センター長が欠けたときは、補充しなければならない。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター研究員)

第7条 センター長、副センター長及び研究グループ等の研究代表者は、センター研究員となる。

2 センター研究員は、前項のほか、第3条第2号及び第4号の研究プロジェクト推進において必要な場合に、機構長が、本学専任教育職員、特別契約教授、客員教授、特別任命教育職員又は特別任用教育職員のうちから、運営委員会の議を経て学長に推薦し、理事会が任命する。

(運営会議)

第8条 本センターに運営会議を置く。

2 運営会議は、センター長、副センター長及び研究グループ等の研究代表者で構成する。

3 議長は、センター長をもって充てる。

4 議長は、必要に応じて、学内外学識経験者の出席を求め意見を聴くことができる。

第9条 運営会議は、議長が招集する。

2 運営会議は、次の事項を審議する。

(1) 本センターの運営に関する事項

(2) 第3条各号に掲げる事業に関する事項

(3) その他本センターに関する重要事項

3 運営会議は、前条第2項に定める構成員の3分の2の出席をもって成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。

(事務)

第10条 本センターに関する事務は、先端科学技術推進機構グループが行う。

(内規の改廃)

第11条 この内規の改廃は、運営会議の議を経て、機構研究員会の承認を得るものとする。

附 則

この内規は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この内規（改正）は、平成27年6月17日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この内規（改正）は、2023年4月1日から施行する。